

「必ずチェック 最低賃金！使用者も、労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 835円

効力発生年月日 平成30年10月1日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

北海道労働局労働基準部賃金室

電話 011-709-2311

札幌弁護士会

ひだか弁護士相談センター無料法律相談

【門別地区相談所での開催】※毎月第4火曜日開催予定

11月の相談日・・27日（火）

- 事前予約制 電話 0146-42-8373
- 予約受付 平日の午前10時～午後4時
- 相談時間 午後1時30分～午後4時
- 相談場所 門別公民館1階 ミーティングルーム（日高町門別本町210番地の1）

【新ひだか町での開催】

11月の相談日・・5日（月）・7日（水）・12日（月）・14日（水）・19日（月）・21日（水）・26日（月）・28日（水）

- 事前予約制 電話 0146-42-8373
- 予約受付 平日の午前10時～午後4時
- 相談時間 午後1時～午後3時
- 相談場所 ひだか弁護士相談センター（新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号）

【平取町での開催】※相談時間が毎月変更となるため、ご確認ください。

11月の相談日・・6日（火） 午後1時30分～午後3時
27日（火） 午前11時～午後0時30分

- 事前予約制 電話 01457-2-2222（平取町役場まちづくり課広報広聴係）
- 予約受付 平日の午前9時～午後5時
- 相談場所 ふれあいセンターびらとり（平取町本町35番地1）

※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合があります。

日高町防災ガイドマップの修正について

前月配布いたしました「日高町防災ガイドマップ」について、平成30年北海道胆振東部地震の影響により富川青少年会館を解体しましたので、29ページ、31ページ、54ページの③富川青少年会館を削除願います。

▼お問い合わせ先

日高町役場総務課
情報防災グループ
014561215131

北海道労働局からのお知らせ

11月は、労働保険適用促進

強化期間です！

事業主の皆さま、労働保険の加入はお済みですか。労働保険に加入して、従業員の方々が安心して働ける職場にしましょう。

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管

理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

▼お問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局
総務部労働保険徴収課
011170912311
・ハローワーク苫小牧
0144413215221

北海道働き方改革推進支援・賃金相談センターを開設しました

社会保険労務士などの労務管理・企業経営の専門家が、無料で雇用管理改善や就業規則の見直しなどの技術的な助言、提案を行います。

▼お問い合わせ先

北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター
0800191911073
または北海道労働局ホームページ「働き方改革」コーナーからご確認ください。

「こころの広場」のお知らせ

子育てや介護・家庭生活等に悩む方に対し、悩みを聴く場を設けることで少しでも不安を取り除き、安心した生活ができるように町保健師や日高家庭生活力カウンセラークラブ会員が支援します。

相談希望の方は直接会場にお越しください。相談者のプライバシーは厳守いたします。また、小さなお子さまを連れての来所もできます。

●日時

平成30年11月10日(土)
13時30分～16時

●会場

門別総合市民センター
会議室(1階)

●料金
無料

▼お問い合わせ先

日高町役場健康増進課
健康増進グループ
014561216571

「相続」及び「遺言」のセミナー開催

司法書士による「相続」及び「遺言」のセミナーを開催します。

●日時

平成30年11月13日(火)
午後1時30分から
午後3時30分まで

●場所

札幌法務局日高支局会議室
(新ひだか町静内こうせい町2丁目4番1号)

●演題

・司法書士による「相続」
(午後1時30分から50分程度)
・司法書士による「遺言」
(午後2時30分から50分程度)

●お申し込み方法

要予約(「相続」又は「遺言」のみのセミナーへの参加もできます。)

札幌法務局日高支局にお問い合わせください。

014614210415
なお、定員になり次第締め切らせていただきます。

広告